(三)　基本理念

アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。(第三条関係)

(1)　アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

(2)　アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

(四)　責務

国、地方公共団体、酒類の製造又は販売を行う事業者、国民、医師等及び健康増進事業実施者の責務を規定することとした。(第四条～第九条関係)

(五)　アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（一一月一〇日～同月一六日）を設けることとした。(第一〇条関係)

(六)　法制上の措置等

政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第一一条関係)

2　アルコール健康障害対策推進基本計画等

(一)　政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定しなければならないこととした。(第一二条及び第一三条関係)

(二)　都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めるものとすることとした。(第一四条関係)

3　基本的施策

基本的施策として、次に掲げる施策を講ずるものとすることとした。(第一五条～第二四条関係)

(1)　教育の振興等
(2)　不適切な飲酒の誘引の防止
(3)　健康診断及び保健指導
(4)　アルコール健康障害に係る医療の充実等
(5)　アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
(6)　相談支援等
(7)　社会復帰の支援
(8)　民間団体の活動に対する支援
(9)　人材の確保等
(10)　調査研究の推進等

4　アルコール健康障害対策推進会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議を設置することとした。(第二五条関係)

5　アルコール健康障害対策関係者会議

内閣府に、2のアルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び4の連絡調整に際して意見を聴く、専門的知識を有する者及び当事者等をもって構成されるアルコール健康障害対策関係者会議を設置することとした。(第二六条及び第二七条関係)

6　その他

この法律の施行当初は、内閣府においてアルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定後三年以内に当該事務を厚生労働省に移管することとした。(附則関係)

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（法律第一一〇号）（総務省）

1　目的

この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曽有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とした。(第一条関係)

2　基本理念

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならないこととした。(第三条関係)

3　地域防災力の充実強化に関する計画

(一)　市町村は、災害対策基本法第四二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとした。(第七条第一項関係)

(二)　市町村は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとした。(第七条第二項関係)

(三)　地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができることとした。(第七条第三項関係)

4　消防団の強化

国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとした。(第八条関係)

5　消防団への加入の促進

国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとした。(第九条関係)

6　公務員の消防団員との兼職に関する特例

(一)　一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないこととした。(第一〇条第一項関係)

(二)　(一)により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第一〇四条の許可又は地方公務員法第三八条第一項の許可を要しないこととした。(第一〇条第二項関係)

(三)　国及び地方公共団体は、(一)の求め又は(一)により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとした。(第一〇条第三項関係)

7　消防団の活動の充実強化等

(一)　国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとした。(第一三条関係)

(二)　国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとした。(第一四条関係)

(三)　国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。(第一五条関係)